文字を奪い返す営み、消こととなく

よみかき交流会

２０１９年度よみかき交流会が１月25～26日、白浜町のホテルシーモアでひらかれ、16識字学級から指導者、識字生、教育文化運動部員の69人と教育委員会をはじめ、行政職員を合わせ約100人の参加となった。

東浦真依子・県教委人権教育推進室の司会で進行し、主催者を代表し松本泰幸・県生涯学習局局長からのあいさつで「きのくに学びの教室」のようすが紹介された。

あいさつする松本県生涯学習局局長

一日目の研修1、体験発表『新宮識字学級「昔」「今」』を新宮識字学級の松根洋子さんと磯﨑美幸さんで発表し、40年前に杭ノ瀬識字教室に学び、新宮で識字学級をはじめたことなど「昔」の話と子ども達と交流できたらいいなと思っていたときに、よみかき交流会の分散会で子ども会と一緒に勉強している話を聞いたことがきっかけで識字を子どもと一緒に学習している「今」が発表された。つぎに、杭ノ瀬識字学級の入江寛子さんが実践発表「私たちの居場所」で識字学級の講師になったことや「識字学級の火を消さない！」を合言葉にみんなで集まっているなどが報告された。

夜間中学校についてふれる森センター長教授

今年は鳴神識字学級が看板作成をし、学習資料や作品見学のあと、5つの分散会に分かれて「識字の楽しさとこれから」いついて意見交換した。

夕食会場では、水平社宣言を起草した西光万吉没後50年を記念し、西光万吉音頭や歌が披ろうされ、にぎやかな時間を過ごした。

2日目は、各分散会の司会者から報告があった。識字学級は文字を学ぶとともに、人生で大切なことを学ぶ場。また、高齢化がすすんできたことが共通の課題。識字学級を若い世代に受け継いでいくことが今後の課題であると報告があった。

次に、森実・大阪教育大学教職教育研究センター長教授から「いまこそ識字の発信を」をテーマに講演があった。全国には34カ所の夜間中学校があるが、県にもぜひ公立の夜間中学校を開設されたい。また、日本と韓国の識字学習者が、昨年福岡で交流し話し合った内容をソウルで発表し「日韓識字学習者共同宣言」がなされたことなど、今後の識字学級の展望について話された。その後、各識字学級の学習資などについて説明されると参加者から「自身の学習が画面に映しだされ嬉しかった」と声があがった。

最後に、識字学級で学んだことの意味を振り返り、さらに歩んでほしいと言葉を贈った。

閉会で堂本淳也・県生涯学習課課長は「来年もよみかき交流会でみなさんとお会いできるのを楽しみにしている」とあいさつがあり、２０１９年度よみかき交流会をおえた。

主張　県条例制定を機に運動に拍車をかけよう!!

２０２０年３月24日、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行された。この条例は、差別者に必要な説示をおこなうとともに、従わない場合は勧告することが明記されている。私たちが切望し、要求しつづけてきた条例が多くの人びとの力添えもあってようやく制定された。

全国的にみても、川崎市がヘイトスピーチへの罰金を科することができる「条例」を制定するなど、地方での差別を規制しようとする動きがでてきている。そういった状況のなかで、理念法である「部落差別解消推進法」を補完するための条例の制定をめざし、差別事件や差別の実態をもとに、和歌山県に粘り強く交渉をつづけてきた。県議会では、異を呈する答弁もあったが、反対勢力の意見をはねのける力強い知事の答弁もあり成立した。

さて、この条例は3つの柱で構成されている。一つ目は「基本理念」だ。部落差別は基本的人権の侵害であり、誹謗中傷や差別落書き、身元調査などの部落差別は行ってはならないことが記されている。ふたつめは「部落差別の禁止」だ。インターネットなどを利用した部落差別や結婚・就職に際しての身元調査の禁止、その他あらゆる行為による部落差別が禁止となっている。最後に、3つめは「県、県民、事業者の責務を規定」している。行政や県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別のない社会を実現するためにこの条例が制定されたことが記されている。

私たちは、この県条例の制定を機に、市町村条例の制定を強く求め、各支部とともに行政闘争を展開しなければならない。これまでの差別撤廃への行動は、多くの先人が積み上げてきた成果でもある。そして、未来への建設は、多くの仲間とともに闘い、創り上げなければならない。すべての人権が尊重され、部落の完全解放を勝ち取るため、県条例制定を盾に闘いをすすめよう。

福祉は運動の原点

中央福祉学校

部落解放第26回中央福祉学校を12月14日～15日、ダイワロイネットホテル和歌山でひらかれ、13都府県連100人が参加した。（和歌山から38人参加）

「福祉で人権のまちづくりを」すすめることを提唱する川口さん

はじめに、植村あけみ・中央生活福祉運動部副部長から本部あいさつをうけ、藤本哲史・県連執行委員長から「元中執の故・北山誠一書記長が地元、湯浅で第1回を開催してから26回をむかえた。福祉は運動の原点。要求を集約し課題解決してきた。大衆の要求が原点という思いを大事にし、活発な議論を」とあいさつをした。つづいて、学習①「隣保館における相談支援について」として、佐藤美雄・厚生労働省社会・援護局地域福祉課課長補佐から、地域共生社会における包括的な支援体制について、隣保館が実施してきた相談事業や活動実績から、隣保館の果たす役割は重要。地域の住民が自分らしく住みつづけられる共生社会の実現は、運動がすすめてきた「福祉と人権のまちづくり」そのものである。また、今後強化すべき機能や伴奏支援と多様なケア・支えあう関係性の充実によるセーフティーネットの構築、今後の隣保館への期待などが報告された。

だれもが「笑顔」で利用できる拠点としての活動を報告する阪井さん

つぎに、学習②「ＮＰＯ法人ヒューマンライツゆあ

川口会長

子熊課長

（4ページへ↖）

文化の窓

「こうすればできる 高校の特別支援教育」

～実践事例にもとづく必携ハンドブック～

編著者：成山春彦・有本昌剛、出版社：明治図書出版株式会社、発行：2012年3月、ＩＳＢＮ：978-4-18-003925-8

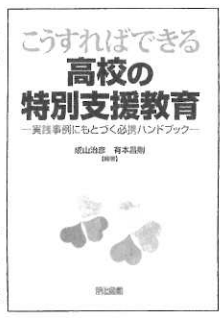

小・中学校の支援学級に在籍している子どもたちの進学先は？「適格者主義」の高校教育制度への疑問という問題意識から、疑問を解決するためにある方から紹介された一冊。この書から文科省「高等学校における発達障害者支援モデル事業」にとりくんだ県内の高校の存在を知ることができた必読書。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで

TEL 073-473-2301